

2020年4月8日

お客さま各位

紀陽興産株式会社
代表取締役社長 爲岡 英喜

【お知らせ】緊急事態宣言発令に伴う当社大阪支社の業務運営について

平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

4月7日に、新型コロナウイルス感染拡大に関する「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、当社大阪支社では以下のとおりの業務運営にて対応をさせていただきますので、ご案内いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【当社大阪支社のお客さま対応について】

- ・当社大阪支社では、事故受付、満期更改手続き、変更・解約手続き、満期返戻金のお支払い手続きなどに限定して業務を行います。
- ・「緊急事態宣言」の発令解除までは、お客さまおよびご家族さまの生命と健康を最優先とするため、お客さまと対面での面談を控え、原則電話やメール・郵送でのご対応とさせていただきます。

【特別措置の適用について】

今回の事態に対しまして損害保険会社ではお客さまに不利益がないようにご契約の手続き・保険料のお支払いを猶予する特別措置を実施しています。満期日までにお手続きができなかった場合、満期契約と同じ内容にて補償されることとなりますので、ご安心ください。

【当社大阪支社へのお問い合わせ】

当社大阪支社社員はお客さまへの訪問を原則取りやめておりますので、以下連絡先にご連絡いただきますようお願いいたします。

紀陽興産株式会社 大阪支社

住 所 : 〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東 1-1-10 (紀陽堺ビル7F)

電話番号 : 072-221-3050

以上